325.9294
I393i
00419590

インドネシア会社法の変遷

国立国会図書館

インドネシア研究叢書　第二卷

インドネシア会社法の變遷

インドネシア通商産業協會

325.9294
I393c

帝国図書館蔵書

国立国会
32.3.28
図書館

419590

目次

一、緒言 …… 1
二、アジア最初の株式会社 …… 5
三、オランダ植民地株式会社 …… 6
四、外国企業とインドネシア憲法 …… 8
五、戦前の外国資本 …… 11
六、合辨形式の外資導入 …… 13
七、民族資本の貧困 …… 16
八、インドネシア株式会社 …… 21
九、インドネシア銀行定款 …… 26
一〇、オランダ株式会社法 …… 41
一、一般規定 …… 41
二、株券について …… 43
三、株式会社の权限について …… 45
四、株主総会について …… 51
五、株式会社の重役および重役の監督について …… 57
一一、オランダ王室石油会社 …… 64
在旧オランダ領インド株式会社の資本

緒言

○

英国をはじめ欧州各国はドル不足問題の解決対策に本腰を入れようとしている。本年は早くもこの対策をめぐつていくつかの重要な経済会議が行われた。日英通商会談、バンコツクのECAFE会議、英連邦蔵相会議など一連の経済会議においては、英国の東南アジアに対する新らしい経済対策がはつきり示されている。

国連に提出された欧州と東南アジアの貿易促進と平行して、企業投資が特に強調されていることは注目される。英連邦の投資開発は差当リコロンボ計画が最大の目標とされているようだが、この地域に傳統的、歴史的経済関係をもつている欧州諸国はそれぞれ目標とする諸国に対しての投資計画に重大な関心を示しはじめた。

戦後、欧州諸国が経済復興に主力を傾けてアジアを閑却していた間に、米国は大きな経済援助を持ちこむと同時に急速に貿易を伸展させた。経済援助が軍事援助に切替えられるのと前後して、欧州のアジアにおける貿易復活となり、米国の地位はやゝ後退を見せているとはいえ、アジアに占めている経済勢力はいまや動かすべからざるものがある。この事情は国連に提出された欧州アジア経済報告のなかにも明らかである。

欧州諸国がなぜ今年から一せいにアジアへの経済的働きかけが積極化してきたかの要因は、既に述べたドル不足解決のカギとしてアジアが再発見されたことにあるが、これを決意させ、この決意に踏切りを与えたのは欧州における戦時経済に対する根本的観念の変革がもたらされたことによるものではなかろうか。

第三次世界大戦がもしあるとすれば、原子爆弾戦を無視することはできない。こうした時代に当面した欧州では欧州防衛機構に対して根本的な戦時経済への認識を変革しなければならなくなった。欧州軍の編成などは全く新らしい防衛構想から出発し直さなければならなくなった。

アジア各国は、「次期大戦の可能性が強くなれば、欧州はNATOの軍備に熱中するであろうから、アジア資源の欧州向け輸出はも一度華やかな時代に入るかも知れないが、アジア各国の必要としている経済建設への諸計画は実施困難となり、またアジアの飢くことのできない消費物資さえも確保がむずかしくなるであろう」という見通しをもつていた。

こうした観点から、外国からの資本財や技術の輸入が困難となる時代に備えて、平和資材の生産が順調である日本の立場をかなり重視していたことは当然であつた。またアジア諸国の政情不安を理由に欧州諸国がアジアへの資本投資をしぶつていたことに鑑み、日本の投資に関心を示していたことも事実であつたといえよう。

しかしながら、眼等らい欧州政界のアジア観は一変した。米、ソの原爆所有の事実に関連して両国間の戦争への突入の危険が急速にやわらいだと見るや、欧州防衛に対する根本的考え方も異つてきた。

一方、朝鮮戦乱の結末をめぐる政治会議の成行きのいかんにかゝわらず、アジアにおいて中共を無視して平和を期待できないという空気が濃化してきた。「アジアの不安」という言葉は、欧州の「ハンド・オフ」をねらう米国の政策が大きく働いていることさえも明らかにされだした。

こうして、米国の〃宣伝のカーテン〃のなかにあるアジアに対して、米国と利益関係を異にする欧州諸国は、新情勢によつて生じた産業の余力を一せいに向け、アジアとの通商拡大や、新投資に向ける気運を強調して、アジアに新らしい資本戦を展開しだしたとも観られないこともない。

こうした客観情勢のもとにおかれているわが国の立場は極めて重大である。欧州諸国は次期大戦における地上軍装備のばからしさを覚つて〃防衛〃という観念を変革して、国防産業は平和産業に切替えられ、さらにその余力をアジアに向けだした。こうして欧州諸国は今年から身軽な平和経済へと移行し出そうとし、米国さえも戦時経済から平時経済へ至スローガンとしている。

ところが、わが国は今年から防衛経済を強化しようとしている。貿易は不振、賠償問題の解決はこれ以上引きのばしが不可能というところまで追いつめられているのが実状だ。従つてアジアに対する国際経済活動の面では他国にくらべて遥かにおくれているといえよう。

例えばインドネシアの場合は、欧州との通商拡大を自国に有利にするために、これまでオランダ経由であつた貿易をインドネシアとの直接貿易とするためオランダとの連合関係を廃棄しようとしている。また良質廉価の欧州品を競争させて安く輸入し、そのうえ好条件で投資しようとする外資や技術に対しては、インドネシア側が自由に送ぶことができる有利な立場を確保しようとしている。

こうした最悪の条件のもとに立たされたわが国の対インドネシア経済関係をどうもつて行くかゞ今年のわれわれの重要な課題となつてきた。

日本の対インドネシア貿易は、わが国にとつて有利な出超貿易のはずであるが、受取勘定はこげつきとなつており、その総額は一億ドル以上に達している。両国の貿易縮少はわが国の最も安定的市場の放棄を意味し、この伝統的市場から後退すれば必ず他国によつて市場を奪われることになろう。長期通商計画からすれば何としてもインドネシア市場は確保すべきである。

英国はインドその他英連邦諸国に対する市場確保のために、これらの英国品入超国に対する出超尻を引上げずにこの金額をこれら新興国の経済建設のために活用させている。この金額は戦後から一九五二年末までに百億ドルにおよんだと報告されている。

もしインドネシア貿易においても、わが国の役取勘定をたゞコゲツキと考えず、これに新らしい意義を與えることになれば、インドネシアも年末の赤字をそのまゝ賠償の一部として精算しようというような提案をしないのではなかろうか。

いずれにしても、わが国はインドネシアに対して支払を決意すべき数億ドルの賠償がある。この賠償こそこのような時代に最も有利に活用すべきではないか。賠償支払をたくみに布石して通商および資本提携などの面で取引すれば個々の外国通商資本、企業資本と拮抗できるのではなかろうか。

一、アジア最初の株式会社

インドネシアの企業体としての株式会社の歴史は、とりもなおさず植民地政策の歴史と共に古く、オランダ人が初めてこの地域の統治の手初めとして作つた東インド会社(Vereenigde Oost Indische Compagnie)は、独占的な企業会社として有名で一六〇二年三月二十日アムステルダム市に設立された。

この会社は欧州で初めて作られた有限責任の企業会社で、当時としては全く新らしい構想に基くものであり、英国がインドの開発のために作つた東インド会社もオランダの東インド会社を手本としたものであつたといわれる。

最初の資本金は六百五十万ギルダーで、本国から数千マイル離れた外国と交易するという巨大な会社で当時の欧州でも才一流の会社であつた。重役は十七名で構成された。

しかしこの会社はインドネシアに支店を持つていたわけでなく、アフリカのケープタウンを廻つてインド洋に出て多くの危険を犯しながらインド洋を経て西太平洋にいたり、モルツケン地方の香料の購入を目標としたが、この目的を達するためには一足先きにアジアに回航していたスペイン船、ポルトガル船と戦わなければならなかつた。またイギリス船も手ごわい敵であつた。

こんなわけで東インド会社は商船を武装させ、商船隊の責任者に総督という名称と权限を与え、オランダ政府からアジア地域における通商、和戦、外交の权限を与えられていた。

また企業に必要な他民族の統治行政を行い、通貨を発行する特权も認められていた。

一七一九年五月三十日、ジヤカルタ港征服の成功は東インド会社のジヤワ統治の才一歩であつた。いまでもインドネシア語ではコンパニーという言葉には〝政府〟という意味がある。東インド会社のはじの交易では四倍の利益をあげる利潤に恵まれたが、一たび征服と統治に手を初めると現地で莫大な費用を

必要とすることになつた。会社としての経営や会計は乱脈となり、本国への会計や記云の報告もあやしいものとなり、現地における強制栽培などの強行にもかゝわらず更年の赤字にたえかね一七九九年一億三千四百万ギルダーの赤字でついに精算されることになつた

二、オランダ植民地株式会社

約二百年間の東インド会社時代が過ぎたあと、一九世紀に入つてから企業と植民地行政とは分離され、オランダの民間資本の自由な投資が許可され近代的な株式会社がインドネシアに進出してきた。

△オランダ商事会社（Ned Handel Mij）　一八二四年

△ジャワ銀行（de javasche Bank）　一八二八年

△ビリトン会社（de Billiton Mij）　一八六〇年

こうして一八七〇年までには、現存するあらゆる有力なオランダ民間資本が株式会社（略稱N・V）としてインドネシアに確固たる基礎を作つたのである。

これらの株式会社は一八三八年のオランダ商法に基いて設立されたものであるが、その後株式会社法は一九二九年四月に改正された。

同株式会社法の骨子は次のようなものである。

一、設立定款はオランダ語をもつて作成し、登記すること。

一、会社の名稱、設立の場所、企業の目的、資本金額、株式数、設立者の所有株を明記すること。

一、設立にあたつて最少限度公稱資本金の五分の一を払込むこと。そのうち最少限度十%の積立を行うこと。

一、株式会社は司法相の許可を受けての方初めて営業開始ができる。

一、株主は株式完了まで払込みを行う義務をもつが、それ以上に払込む義務はない。

一、株主は最少限度一票の発言権をもつ。

一、毎年少なくとも一回株主総会を開かなければならない。

一、会計年度後八ヶ月以内に、特別の事情によつて株主総会でその期間が延長されない限り、株主総会の株決を求むべき損益計算書および貸借対照表を提出し、同時に動産、不動産に関する説明書を添えなければならない。

一、貸借対照表および損益計算書が可決されてから八日以内にこれを公示しなければならない。

一、資本金の五分の一を代表する株主が文書をもつて要求した場合、地方裁判所または第三者によつて株式会社の経営方針または経営内容を調査することができる。

戦前はオランダの民法の一部、商法はそのまゝ植民地に施行され、条文の順序は多少異つていても内容には異つたところがない。戦後インドネシアが独立してからも、株式会社法はほとんどそのまゝ取入れられている。

設立定款をインドネシア語とするとか、インドネシア共和国の法務相の認可を必要とするとか、インドネシア官報に公示するという点が変えられているだけである。

インドネシアは、オランダ式株式会社によつて支配され、搾取された事実はよく知つており、その運営や政策に抗議し、反対して独立革命によつてこれに対する最高の監督権である主権を獲得したわけであるが、インドネシア民族の経済的福祉の向上のためには、この株式会社の存立と運営を認める政策をとることとなつた。

インドネシア政府は公共事業および重要な基本産業の国有または国営とすることをインドネシア暫定憲

法（オ三十八条オ二および オ三項）に明らかにしている。
また一九四九年末ハーグ円卓会議でオランダがインドネシアにもつている経済的利益を尊重することが同意されたので、今日もなおオランダの株式会社法に基く諸企業はインドネシア政府下に活ぱつな経営をつづけている。

三、外国企業とインドネシア憲法

インドネシアにおける外国企業の地位が基本的にどのような取扱いを受けるかについては、インドネシア共和国憲法の基本法を知つておくことが大切である。

一、インドネシア国内に居住するものに対しては法律によつて定められた諸規定を適用する（オ六条）
一、すべての個人は法律の前には人間として取扱われる。（オ七条オ一項）
一、全てのものは法律のもとに同等の待遇と保護を受ける。（オ七条オ二項）
一、全てのものは裁判上権限ある裁判官の合法的援助を受ける権利を有する。（オ七条オ四項）
一、全てのものは国家内において身体および財産の同等な保護を受ける。（オ八条）
一、全てのものは国家領域内においては行動と居住の自由を有する。
一、全てのものは――国民または居住者の場合は――出入国の権利をもつ。（オ九条オ二項）
一、いかなるものも逆待、残忍な、非人道的取扱いや刑罰を与えられることはない。（オ十一条）
一、いかなるものも権限ある当局および法律による場合およびその方法によらなければ逮捕され、拘留されることはない。（オ十二条）
一、所有者の意思に反して収地または住居への立入りは、同人に適用されるべき法律に定められたところによつてのみ許可される。（オ十六条オ二項）

一、全てのものは個人として、他人と共同で財産を所有する権利をもつ。（オ二十六条）
一、賠償により、一定の法律に定められた規定に従うにあらざれば、財産または公共に対する権利を収用することはできない。（オ二十七条オ一項）
一、公共当局が公共のために財産を破壊し、あるいは一時的あるいは永久的に使用不可能にしなければならないときは、かゝる措置は、基本法によるか、法律に基いて定められた規定によつて賠償を行う場合のみ行うことができる。（オ二十七条オ二項）
一、権利および自由の実施に対する制限は法律に定められた規定によつてのみ行うことができる。ただしその場合は他人の権利と自由をやむを得ない認識と尊敬を確保するためにのみに限る。（オ三十三条）
一、国民の福祉向上は政府の不断の関心事であり、政府は万人に対し人間としての尊敬とその家族にふさわしい生活水準の確保に努力すべきである（オ三十七条オ一項）
一、一般の利益のために定められた法律によつて定められた制限以外は、国家福祉資源の開発に参加する能力に応じて、万人に機会が与えられるであろう。（オ三十七条オ二項）
一、政府は法律によつて定められた規定により国民経済に有害な民間独占機関の存在を阻止すべきである。（オ三十七条オ三項）
一、国家的に重要にして、また国民生活に影響を与える生産部門は国家によつて統制されるべきである。（オ三十八条オ二項）
一、国内における土地、水源および天然資源は国家によつて統制され、かつ国民の繁栄のために最大限度に利用されるべきである。（オ三十八条オ三項）

以上がインドネシア暫定憲法のなかで重要企業に対して規定している諸条項であり、独立いらい政府および国民の努力による経済開発が計画されたが、若い独立国に共通する悩みとして蓄積された資本と企業に対する技術にとぼしいため、多くの計画も実現されるにいたっていない。

政府による財政投資は、財政が好調なときにだけ可能である。すなわちインドネシアのような原料生産国では、原料輸出によって出超となった場合にだけ、安心して政府投資ができるが、近年のような輸出不振では入超のため、緊急に輸入されなければならない主要な消費物資に追われて、計画された巨大な資本財の輸入に十分手が廻らないというのが現状である。

もし政府が長期計画により国民経済の確立を望むならば、何らかの形によって、当面の資本難を打開して経済開発に一日も早く着手しなければならない。こゝで強調され出したのが外資の導入である。

外国資本の誘致に関しては、昨年はじめスマナン前経済相によって起草されていたが、まだ議会に提出されていない。具体的な努力としては帝国主義の色彩を帯びていない国々からの資本導入が研究され、スイス、スエーデン、デンマーク、ベルギーなどからの企業資本の誘致が試みられたが、あたかもインドネシア国内の治安が問題となっていた時代であったので、いく度かいろいろの工業について交渉されたがまとまるにいたらなかった。

昨年下半期から西ドイツ、フランス、イタリーおよび米国からインドネシアに対する投資がかなり活発に研究されだした。インドネシア政府としても、資本がどの国に属そうと送りこのみせずにインドネシア自体の経済的自主性を確保する法律をつくり、どの国からでも民間資本を誘致する決意をしたのであった。外国政府資本を回避して外国の民間資本を送んだのは共産圏資本による万一の影響を慎重に考慮に入れたものといわれる。

さらにインドネシアが考えているのは、現在のインドネシアにおける外資はオランダ資本が圧倒的に強

いため、新らしい外資導入によって独占的性格の強く、かつ種目に変化の少ない新企業のオランダ資本を牽制しようとする意図もあるといわれている。

いずれにしても、余りに主权を尊重する余り平和的な外国資本に対して一切機会を与えまいとする鎖国的態度が改められ、経済的産業的発展は正史を無視して強力で飛躍できないことが認識されたことはこゝ一両年中のインドネシア政界の大きな收獲であったともいえよう。

四、戦前の外国資本

オランダ人ファン、ヘルデレン教授が著した蘭領インドにおける経済外交政策の最近の発展（一九三九年版）によると、戦前インドネシアに投下された外資は約二十億ギルダーであったといわれる。（当時のギルダー為替はドルの約二分の一にあたる）。その内訳は次の通りである。（単位百万ギルダー）

国別	金額	比率
オランダ	一、五三六	七五
イギリス	二七八	一三、五
フランス	一一二	五
ドイツ	一八	一
日本	二〇	一
米国	五三	二、五
スエーデン	五	—
合計	二、〇六四	一〇〇

オランダが全資中七五パーセントを占めたのは、このうちに砂糖企業資本が全部の九十五パーセントを占めていたゝめであり、砂糖資本中、英、日、中国などの占めているのは全部で五パーセントくらいに過ぎなかつた。

そこで砂糖企業を除外した外資の比率はどうかというと次の通りである。

オランダ	六〇、〇%
イギリス	二〇、〇〃
フランス	九、〇〃
ドイツ	一、五〃
日本	一、五〃
米国	四、〇〃
その他	四、〇〃
合計	一〇〇、〇〃

ゴム工業の外資の大部分はスマトラに投下され、英、米、仏日合辨資本および日本であるが、オランダをのぞく資本のうちで最も重要な資本は石油資本であつた。

BPM石油会社の資本はロイヤル、ダツチ石油が六十パーセント、イギリスのシエル石油が四十パーセントをもつていた。米国の石油資本はNKPM石油会社に投下されていた。一九三七年の石油企業の生産量は次の通りであつた。

	生産量（百万トン）	比率
英蘭系	三、六	五五
米国〃	二、一	三三

	生産量（百万トン）	比率
オランダ蘭印合辨	〇、八	一二
合計	六、五	一〇〇

輸出入、保険、銀行、海運など全ての国籍資本は二十五億ギルダーで、そのうちオランダ資本が二十五億ギルダーを占めていた。このほかに政府は十三億ギルダーをオランダから借入れて財政投資を行つていた。またこのほかに華僑資本が数えられるが、この資本は国内資本として取扱われている。なお日本資本は次の通りであつた。（単位千ギルダー）

△農業資本		
砂糖	三、七三六	一九、六三八
ヤシ油	二、五五〇	
茶	四七〇	
ゴム	一二、八七二	
△△鉱業資本	一八〇	一八〇
合計		一九、八〇二

ギルダー為替は円に対しては二分の一であつたから、大ずかみに四百万円（当時の約百万ドル）ほどの投資があつたわけだが、この統計は一九三一年ころのものであるから戦前の最後の資本額はこの金額を一ないし二割増大していたものと見てよかろう。

五、合辨形式の外資導入

終戦後九年、日本軍の占領期間の責任に対する賠償支払問題はまだ解決されておらないため、インドネシアとの間に外交関係がまだ再開されるにいたっていないが、インドネシアの経済復興の促進の要請が強いため、日本資本にも戦后のインドネシアでは改めて導入の待遇が与えられる気運にある。今年はじめ努力の実を結び、石原産業の資本がインドネシア資本と合辦会社を設立したことは、日本の企業界に対して大きな刺戟となった。

インドネシア企業家のなかには、極めて広い企業分野で日本の資本と技術との提携を希望しているものが多い。これまで多くの会社がインドネシア企業家側との話合いで、多くの出張員や調査団を派遣したが、インドネシア政府の外資政策が決定しないために、結局具体化にいたらないという事情にある。

インドネシア政府はインドネシア民族資本の育成を優先的にし、外資に対する「にらみ」をきかせるため資本の比率はインドネシア側に最低五十%以上をにぎらせる方針を考えているようであるが、外資が三十%とか四十九%とかいうワクは必ずしも外資を積極的に圧迫するという意味ではなく、われわれが法律によって保護された外資の立場をよく了解し、さらに企業の実際のことまで深く掘り下げて研究して見ると、インドネシアが外資を尊敬し、外資の協力を熱望するインドネシア側の立場が理解されると思う。

「合辦」という投資形式は、インドネシアが独立してから初めて考えた企業形式である。もっともインドネシア政府が発起人となって外国資本と合作しているのは、石油やスズにもあるが、インドネシア民間資本が外国民間資本と協力することは戦後はじめてのことである。

戦後インドネシアは両後のたけのこのように新会社を設立した。その数は数千におよび、外国との通商に手を初めたもの数百社あるといわれるが、対外信用を確保し得るものは数社に過ぎないといわれるくらいインドネシアの企業活動は新らしい。しかし、この数年間にインドネシア資本は自由な活動や政府

の保護政策によって急速に蓄積されつゝある。失敗し、破産したものも数多のいとまはないが、優勝劣敗のあとがだんだんはっきりしてきて、優れたインドネシア企業家はどんどんのびて、企業に対する視野も広くなり、インドネシア政府の信用も高まり、インドネシア民間企業者の発意や計画に対してある程度勝を入れて政府援助や利权を認めようとする気運になってきた。

さらにインドネシア政府は、産業振興に対する世界の歴史を否定しようとするような狭い考えが解放されてきた。どんな国も徹底的に外資を排斥することはばかげたことであることをよく知るにいたっている。

またインドネシア政府が政府自身が外国資本を迎える場合の多くの不利を知っている。すなわち、多くの政治的契約によって外国政府の政治力、経済力にしばりつけられる危険や懸念のあることを経験している。米国からの経済援助でインドネシアが多くの不満をもっていることはインドネシアの世論にも明らかであり、また共産主義国からの資本導入もインドネシア政府の大きな負担となるであろうことが警戒されている。

コロンボ計画のような援助もあるが、一九五四年に期待されるのは六億ルピー(インド貨)のうち四千万ルピー程度のものに過ぎない。豪州はインドネシアに対して、トラック、トラクターなどを与え、さらに留学生に対する給費制度を発表しているが、これに類するインドネシアへの呼びかけは、オランダ、ベルギー、カナダ、米国、イタリー、西独などからも活ぱつに行われている。

インドネシアの最もおそれているのは、インドネシアが再び植民地化されることのないようにということである。近代的な資本力によってある一定の外国の支配下にしばりつけられぬようにということだ。この意味でインドネシアがまず反射的に否定するのはオランダとの新らしい経済協力である。現在行われているインドネシアのオランダとの経済提携は極めて消極的なもので、どの企業もオランダ資本をイ

ンドネシアへの肩替を平和的に行う方針で政力としているといえよう。しかしインドネシアに対して経済的侵略性のない資本に対しての考えかたは別である。

インドネシア政界はつねに、インドネシアのオランダ資本に対する態度だと誤解されることをおそれている。オランダ資本に対する急激なインドネシア政府の措置は、その他の国々の資本投下熱を冷却する作用を生むものとして、最近はオランダ資本に対してさえ態度を緩和していることは、石油のコンセッション問題などにも現れている。

インドネシアは一九四九年のハーグ円卓協定で、既に獲得されたオランダ民間資本の权益を尊重することを約束しているが、これを改用する場合は、応分の賠償を支払うべきことが定められているので、いまインドネシアにその財政的余裕のないことも一因であるといえ、少なくとも戦前に圧倒的立場をもつて君臨していたオランダ資本をその他の外国資本並みの立場に引下げようとする方向に努力されていることは明らかである。

六、民族資本の貧困

オランダが一九〇〇年ころから、近代的な企業組織と資本をインドネシアに導入しはじめた態度は、戦後の外資投下国にとつても良い手本を提供するであろう。オランダ人は未開発なインドネシアに巨大な資本を投下したゞけで莫大な利潤をあげたのではなかつた。

オランダの投下した企業資本はまず農業資本であつたが、農企業対象の研究のために金に糸目をつけぬ大研究所を設立した。ボゴル熱帯植物園、パスルアン糖業研究所などはその代表的なものである。また企業家をインドネシアに送るにしても、オランダの移民政策は極めて厳重であつた。経済的指導者、

支配者として恥かしからぬ人格、知識、経験、職業のあるものが厳選された。さらに熱帯地で活動するのであるから健康も重要な条件であり、インドネシアと接するオランダ青年のためには大学でインドロージン（インドネシア学）を設け、インドネシア地方語を習得させた。こうして若いプランター、若い官吏がどしどしインドネシアの奥地に送られたのである。

本国への帰国は四年ないし六年の契約で、その間はひたすら仕事、仕事に追いまわされた。しかしオランダの政策はどこまでも植民地政策であつたから、インドネシアの産業振興などはほとんど顧られなかつた。インドネシア自身の発意による企業はしぼむにまかせられた。植民地の制度下にあつては綿花や行政にもインドネシアに発言权はなかつた。オランダ人が歓迎したのは最低賃金による労力だけであつた。

さらにインドネシアにとつて悪いことには、インドネシアには利にさとい華僑やアラブ人らが彼らの社会に雑居していたことである。本国で生活が思わしくなくインドネシアに移民してきた華僑やアラブ人は、おどろくべき生活力をもつていた。オランダ人がインドネシアで新らしい企業をはじめると、彼らはすばらしい適応性を発揮した。オランダ人とインドネシアとの間の仲介者としてあらゆる方面に顔をもたげた。こうして彼らはやがて押しも押されもしない中産階級を形成し、販売、集荷、製造業などの方面に確固たる根をおろすことになつた。

これに対してインドネシア社会は農業を中心とした農村社会を構成していた。しかもこの封建的社会は中央の王侯とルーズな名目的なつながりがあつたゞけで、行政や統治は不完全で一村落が一王国を形成するところもあり、インドネシア社会の上層部は農民の年貢のうえに安住していた。

新企業は農民を土地から追い、あるいは新らしい労働で誘うと村落は大きくゆらぎ大小の王族の生活はおびやかされ出した。こうして小王族のなかにまず反オランダ思想が生れていつた。没落する王族の政

叔復古の叫びは封建的な恩庇なインドネシア農民の天威をよんだ。農民たちもなれない新作物の耕作や強制労働より、王族を中心とした平和な落着いた村落生活をなつかしく思つた。インドネシアの正史を読むとインドネシアの独立をまず叫んだのはインドネシアの王族であつた。

オランダ植民地政権はインドネシアの村落生活の崩壊にともなう社会的反動を押えるために、県に相当する地域を支配した旧王族の地位を保つことを考慮して、その地域に対する中央の命令は全て県長（ヘレン）を通じて行うという間接統治の制度を確立した。

伝統的に商業的な生活に缺けていたインドネシア社会から優れた経済人が生れにくいのはこうした正史的、社会的事情によるのである。しかしスマトラのインドネシアは早くから商業的に古い伝統をもつていたので、華僑さえも競争ができない地域もあつた。ミナンカバウ人がそれである。彼らはパダンを中心としてその商才を発揮し、インドネシア各地に活躍した。現在インドネシアの経済界で資本家的力量を見せているものにはスマトラ出身者が多いのはこうした事情による。

またオランダ人はオランダ資本機構の運営や技術がインドネシアに完全に理解され、オランダ資本に対抗し得るインドネシア資本機構が育つことをおそれた。多くの有能なインドネシアがオランダの官庁、諸会社に就職しても、決してその幹部となることはできず、下級使用者として甘んずることはできなかつた。

植民地下の教育制度は、まずインドネシアにおけるオランダ人の子弟の教育に重点がおかれ、インドネシアに対してはオランダ人の命令を理解するに必要な算数と語学を修得させること以外には大して関心がなかつた。高等教育は贅沢視された。

一九一〇年ころから民族意識が目ざめはじめたが、本格的な民族運動に展開するには二十年を要した。おくればせに大学がつくられ、国民参議会がつくられたが、しかしこの時代にはオランダ資本は何らの

外国からの干渉もなくインドネシアにゆるぎない地盤を固めていた。現在インドネシアにある名のある会社はいずれも五十年以上の創立記念を経て、バラック建ての会社は本建築に代りつゝあつた。

この時代の有能なインドネシア青年層は、すでに立ちおくれたインドネシアの経済的活動を政治運動によつて取りもどすことを考え、オランダの官庁や企業に対して「非協力」の立場をとつた。すなわちオランダ資本の発展を阻止するためのインドネシア民族運動の最大の武器は「非協力」にあつたのである。

このためインドネシアは彼らの時代が来るまで、行政の実際や技術の修得期間を犠牲にしなければならなかつた。独立への民族的熱情と独立へのイデイオロギーだけが彼らの全財産であつた。

しかしながら、その間決して怠けていたわけではなかつた。インドネシア民族独立後におけるインドネシアの福祉向上のために基礎的な経済政策を設計していた。

植民資本を民族資本に切替えること、国内経済機構を「共同組合」を基礎として華僑の中間組織から解放することを考えていた。しかし、近代的機械や蒸船、飛行機などに対する技術に缺けている彼らの缺点を知つているインドネシア、外国の技術を自主的に利用することを考えていた。企業資本については合弁によつて外国資本からまず学ぶことを決意したのは賢明であるといえよう。

この民族主義指導者の立場に対して共産主義者たちは、外資排撃の立場をとつており、インドネシアはもともとはだかなのだから、どちらに転ぼうと同じことだから資本主義国に少しでも利益を与える政策に反対するというのである。しかしソ連、中共との経済提携の可能性が東南アジアにぼつぼつとなえられ出した昨年あたりからこうした立場は多少修正され、労組を中心とする経済斗争にその指導力を強めつゝある。

インドネシア資本だけによる株式会社は一九四〇年二月一日、内国人株式会社（インランス、マースカツペイ・オプ・アンデーレン。略称＝IMA）法の制定され、小費用と簡単な手続きで登録する簡易株

式会社をつくることができるようになつたが、これは企資本による経済活動の促進に資した試みで、戦
争直前の制度であつたため、ほとんど活用される期間がなかつた。
またインドネシアの小資本による共同組合は一九二七年に定められた共同組合法によつて経済省の監督
下に法人活動が認められたが、その活動範囲は貯蓄および信用方面に限られ一九四〇年には、その数六
百三十九組合であつた。このほかに消費組合二十三、生産組合四十三あつた。
こんなわけでインドネシアの資本および資本構成は極めてまずしいものであつた。固有なインドネシア
人は経済活動には何もしていなかつた。インドネシアの経済的に恵まれていた立場は地主にすぎなかつ
たのだ。インドネシアの財産が有価証券、小切手などとなつているのは戦後のことで、彼らの財産の大
部分は耕作地、宅地、家畜、宝石類などに過ぎなかつた。しからば戦後におけるインドネシアの資本き
たは何かといえば、一般的には戦前に対して飛躍的に民間で蓄積されたとはいえないが、オランダ時代
に絶対に得られなかつた企業上の権利、政府から直接与えられる各種の便宜などによつて、国家的重要
産業、国際通商に参加した企業者層はかなりの蓄積をした。
しかし新企業をインドネシアが外資と合辨で行う場合に、インドネシア側が受持ち得るものは工場敷地、
一定の現金およびインネシアで得られる原料のほかは、政府から企業上で受ける信頼以外にないといえ
よう。あらゆる工場施設、技術および少なからぬ資本は外国側で用意しなければならない。
それにもかゝわらず、インドネシアにおける「企業権」の獲得は多くの資本国の大きな魅力である。す
なわちインドネシアの未開発の資源およびその企業を要求する尨大な人口は巨大な市場を意味している。
インドネシアのような経済的に弱体な民族が独立革命に成功したことは近代史にないことを、この機会
に銘記しなければならない。英国の産業革命、フランスの政治革命、ロシアの革命、米国の独立革命で
も、革命政権の経済的能力は決して低いものではなかつた。わが国の明治維新においても地主以外に何

の経済的技術がなかつたかとはいえ、インドネシアの場合とはかなり異つたものがあつた。
燃えるような民族意識のもとに独立したが、資本にとぼしく、技術いまだなく、国民の大部分が文盲で
あるという国に対する外国資本は、この若い民族の希望を十分に理解する態度に立つべきで、この若い
独立国のアジアおよび世界に対する将来の貢献に大きな期待と尊敬をもつべきであろう。こうした態度
こそ将来インドネシアと経済的に精神的に提携できる唯一のよりどころとなるであろう。

七、インドネシア株式会社

インドネシア民族資本が戦後どんな形で株式会社として新らしい発足をしているか。これを株式会社定
款を一例にとつて、その内容を次にかゝげる。登記された定款には一つの形式があつて、一会社の定
款登記を見ると、株式会社設立のあらましを了解するに役立つであろう。
近年インドネシアで設立されている株式会社（Perseroanterbatas　）は、通常登記してから一週
間内に財務省に設立許可申請を行い、一カ月以内に許可となり、さらに一カ月以内に地方裁判所に登録
手続がとられている。
定款（Surat acte）の内容は商法の示す諸条項を満たしているが、各条の内容は必ずしも同じではない。
諸株式会社の定款内容の例をとると次のようなものである。
A社 ＝ ①会社名および設立地　②経営の目的　③設立期間　④資本額　⑤株券　⑥株券の再発行
⑦特別株主名簿　⑧幹部組織　⑨重役会　⑩重役の欠員　⑪監査役　⑫株主総会　⑬特別総会
⑭総会の召集　⑮総会の議事運営　⑯株主の発言権　⑮特別株主会議　⑯貸借対照表および
損益計算書　⑰利益処分　⑱積立金　⑲定款の変更　⑳精算　㉑重役の氏名

B社 ＝ ①会社名および設立地 ②経営の目的 ③設立期間 ④資本額 ⑤株券 ⑥株券の再発行
⑦株主名簿 ⑧幹部組織 ⑨重役の欠員 ⑩重役の权限 ⑪監査役会議 ⑫年次決算および株
主総会 ⑬特別総会 ⑭総会の招集 ⑮総会の議事運営 ⑯総会の決定と発言权 ⑰利益処分
⑱積立金 ⑲定款の変更 ⑳精算 ㉑重役の氏名

C社 ＝ ①会社名および設立地 ②経営の目的 ③設立期間 ④資本額 ⑤発起人証券 ⑥株券 ⑦株
券の損傷または喪失 ⑧株主および発起人名簿 ⑨株式所有者の資格 ⑩幹部組織 ⑪幹部の
权限 ⑫重役の欠員 ⑬監査役会議 ⑭年次総会 ⑮特別総会 ⑯総会の召集 ⑰総会の議事
運営 ⑱発言权 ⑲特別株主総会 ⑳決算 ㉑利益処分方法 ㉒積立金 ㉓定款の変更 ㉔精
算 ㉕重役の氏名および才一回払込額

○ 株式会社名（*Nama Perseroan terbatas*）

Perseroan terbatas は Limited Company の意味であり、オランダ語の *Naamloose Vennoot.schap* と同義である。株式会社たることを示すためには会社名にN・Vという略字を用いる。その例

N.V. Indonesian Development Syndicate（N.V. INDESA）＝ 略稱。

N.V. Perusahaan Dagan Tong Lam & Co. Ltd.

（N.V. Tong Lam & Co. Ltd）＝ 略稱

N.V. Veem Dempo（略稱なし）

会社名は必ずしもインドネシア語であることを要しない。また個人名も使用することができる。既に登録されている株式会社と同名を用いることができないことはもちろんである。この会社名は発起人で決定される。

○ 会社設立地（*tewpat Kedudukan*）

本社の設立される事業地をいう。番地を明記する場合としない場合がある。支店については「重役によって必要と認められた土地に支店を設けることができる」と述べているのが普通であり、さらに「国内においても外国においても」と挿入しているものもある。

○ 目的（*maksud*）

会社の経営内容を大ずかみに示す。一般商業のほかに代理業、委託業などが併記され、投資あるいは新企業設立に参加することを明かにしている場合もある。「一般株式会社の目的とするあらゆる商行為を行う」と簡単に述べているのもある。

○ 期間（Tempo）

一般に政府の許可あつた日から七十五年間を設立期間としている。

○ 資本（*modal*）

公稱資本を明示し、株券額を発起人株と一般株に分けて示すが、株券額は大株主義で一株千ルピア以上が普通で、発起人株には一株五千ルピア、一万ルピア、五万ルピアなどがある。

新会社は五分の一払込みで発足するが、発起人株だけで公稱資本の五分の一を納して発足しているものもあり、特別株（*surat pesertaistimewa*）と普通株（*suratpesrta biasa*）の払込額を明らかにして、その五分の一の払込みによって発足する場合もある。

A会社の場合。

公稱資本金　一、〇〇〇、〇〇〇ルピア

a　特別株　二〇〇、〇〇〇ルピア

b　普通株　八〇〇、〇〇〇ルピア

B才一回払込

筆頭発起人　一七五、〇〇〇ルピア
次席発起人　二五、〇〇〇ルピア
合　計　二〇〇、〇〇〇ルピア

その他の株主は特別株主会議の決定に従て十年間以内に割当額の払込を行う。政府に申請してその期限を延長することができた場合はこの限りでない。

外国資本がインドネシア資本と合併する場合はこの項においてその資本比率が明かにされる。

○　株　券（Peserta）

株券は記名式であり、一連番号で発行される。取締役および監査役がこれに署名する。株券所有名義は一名であり、所有者が多数なる場合はその代表者名とする。

会社が民族資本だけで構成される場合は、株主はインドネシア籍民だけに限ることが明記される。株は大額であることは前述の通り。

C　重　役（Pengurus）

支配人（Directeur）という名称を用い、首席および次席支配人は directeur I, directeur II というように表現している。総会で支配人を決定する場合は各席の支配人に対して二人の候補者をあげて選決することもある。

監査役（Commissaris）は支配人と同じようにその月給が与えられ、その金額は総会で決定される。もし重役の一人が欠在し、あるいは死亡したときは、その日より一カ月以内に総会を開いて欠員の補充を要求する。

○　積立金と利益処分（Uang tjandangan; Pembagian keuntungan）

積立金は利益尻から差引かれる。十%ないし二十%とするのが通例で、その残りの利益金が定款に定

められた規定によって分配される。（積立金が利益処分中に含まれることもある）

（オ一例）

a、5%　重役
b、25%　監督役
c、5%　優先株所有者
d、4%　発起人株所有者
e、25%　積立金
f、残り　一般株主

（オ二例）

a、10%　積立金
b、6%　優先株所有者
c、以上の残りを次のように処分する。
(a)、10%　重役
(b)、5%　監査役
(c)、5%　社員
(d)、10%　福祉積立金
(e)、70%　一般株主

（オ三例）

償却積立をしたあと利益を次のように処分する。
a、75%　重役

b、4％　重役代理
c、10％　積立金
d、25％　監査人
e、60％　一般株主
f、16％　重役、監査役などへの特別手当
（オ四例）
a、10％　重役
b、15％　社員
c、5％　福祉積立金
d、5％　監査役
e　5％　優先株主
f　20％　積立金
g　40％　一般株主

八、インドネシア銀行定款

インドネシア銀行設立定款は、インドネシア銀行法によつて法制化されている。定款の一例としてかゝげる。

オ一章　総則

オ一条　〝インドネシア銀行〟の名のもとに

一、Nレジヤワ銀行に代る銀行機関を設立し、インドネシア中央銀行として行為せしめる。

二、インドネシア銀行は政府経営体であり、本定款に基いてその機能を運営する。

三、本定款の用語の意義

a、〝銀行〟とはインドネシア銀行を意味する。

b、〝政府〟とはインドネシア共和国大統領を意味する。

c、〝重役〟とは本銀行の総裁および取締役を意味する。

オ二条

一、本定款に定められた諸規定にとらわれることなく本銀行には西欧民法および商法を適用する。

二、本銀行は慣習法による不動産に対して权利を主張することを認められる。

三、本銀行の会計年度は四月一日から三月三十一日までであり、オ一年会計年度は定款発效の日から一九五四年三月三十一日までとする。

オ三条

一、本銀行の本社はジヤカルタに置く。

二、本銀行の機能を適当に発揮する必要上、銀行支店、取引銀行を国内に設置する。

三、国外には本銀行は本銀行の一般的機能を発揮するために必要な限度内に支店、取引銀行、または代理銀行を設ける。

オ四条

本銀行の資本金は二千五百万ルピアとする。

オ五条

一、本銀行は本定款第三十四条の規定により準備金を積立てる。
二、準備金は本銀行資本が損失を蒙った場合これを賠うものである。

第六条。
本定款第三十四条の規定により、本銀行は特殊の目的のために準備金を積立て、あるいはこの特別準備金を引出すことができる。

第二章　活動の範囲

第七条。
一、国民の福祉に最も適切な方法でインドネシア通貨の価格を統制し、かくて通貨の最大限度の安定をはかることを義務とする。
二、本銀行は銀行券の関する限りインドネシア国内の通貨流通を監視し、インドネシア国内の取引制度を容易にし、外国との支払関係に対する便宜を与える。
三、本銀行は一般的に国内の銀行制度および信用制度、特にインドネシア国民の銀行および信用制度の健全な発達を促進する。
四、本銀行はインドネシア国内の信用制度を監視する。
五、諸法制に基き、政府は本銀行による信用制度の監視に関し、特に良き銀行経営の原則に基き信用機関の精算および健全なる信用制度の利益のために、政令による諸規則を発布する。

第八条
一、たゞ本銀行のみが銀行券発行の権利を有する。
二、本銀行券はいかなる金額に対しても法貨の価値を有する。

第九条。
本銀行券は定められた銀行休日以外は銀行本店および支店において重役が決定した時間内は毎日要求に応じて支払われる。

第十条。
一、銀行券の金額および体裁は本銀行がこれを決定し、官報上においてこれを一般に告示する。
二、本銀行は五ルピア以下の金額の銀行券を発行することはできない。
三、銀行券は印紙税に関係がない。
四、不明瞭その他の理由で本銀行に回収された銀行券が再発行に適しないと認められた場合は、これに消印を付しその旨官報によつて公示する。
五、消印された銀行券は無価値であり、盗難その他の理由で同銀行券が再び流通しても本銀行はこれに対する支払の義務はない。

第十一条。
一、銀行券の損耗、損失に対して本銀行は賠償しない。重役が本銀行に対する損失を阻止するために必要と認めて保証するごとき場合を除いては、本銀行は銀行券のいかなる部分に対する賠償も与える義務はない。
二、詐欺または犯罪の疑いあるときは、またはそのため文書によつて要請する場合、本銀行は銀行券支払要求者の受取および署名を自由に要求することができる。
三、インドネシア商法第二二九条乙項の規定は銀行券には適用しない。

第十二条
一、本銀行は発行銀行券の流通を引上げ、一般行券所持者にこれを提示して決済を要請することができる。

二、本銀行は本条オ一項にかゝげた提示には有効時日を定める。
三、本銀行は銀行券の引揚げおよび回收には少なくとも一度官報にこれを発表する。
四、本条オ二項の有効時日後は、回收を明示した銀行券は本店においてのみ支払う。たゞしその場合は三カ月以内に可能な調査によつてその要請が善意なことが判明した場合たることを了解事項とする。
五、前記有効時日が経過してから十カ年後は、支払のため提示されなかつた銀行券の全額は、その次の会計年度の本銀行利益金に加えられる。その後に提示された銀行券は本条オ四項に述べた調査後損益計算書の借方に入れられる。
六、本条オ二項に述べた期間後三十年を過ぎたあとは提示されない銀行券に対する支払請求権は消滅する。

オ十三条

銀行券発行のほかに本銀行は次の事務を行う。

一、郵便、電信または支店の請求による現金の振替。取引銀行との信用状は電報または一覧によつてのみ支払う。
二、当座勘定の入金および払出し。現金振替に関する通知の実施。オ三者との精算および有価書類の取立て。
三、次に述べる割引。
a、一般商取引期限を越えない期間内に通貨支払に対し二人またはそれ以上のものが連帯または個別に責任をもつ為替手形または約束手形
b、一般商取引期限を越えない通貨を明示した為替手形およびその他の商業書類で信用状により、または堆積書類と共に払出されたもの。

c、インドネシア共和国国庫の支払うべき財務証券。
d、割引者の連帯または個々に責任を負う六カ月以内に決済されるべき証券または利益配当券。
e、公庫のために国内で発行された政府の支払官庁に対する支払命令委任状。
四、次の売買
a、国内で業務を行う諸銀行が引受けた為替手形で、一般取引期間を越えない通貨に関するもの。
b、インドネシア共和国国庫が支払うべき財務証券
c、国内の正式株式取引所に上場されている証券または利子配当業。およびインドネシア共和国の保証する、またはこれに請求し得る利子支払および償還に関する証書。
五、電報振替、小切手、為替手形およびその他の商業書類で、インドネシア以外において支払われるものにして、一般取引上の期限を越えない通貨を明示するもの。および二人またはそれ以上のものが連帯または個々に責任を負うか、信用状によつて払出され、あるいは堆積書類を添えた以上の書類。
六、当座勘定で貸付、信用、前借を与える。株式、公債、商品、庫貨および金銀の担保に保証を与える。以上の品目を代表する堆積書類、倉庫証券または入庫証および本条オ三およびオ五項に関連する有価証券の担保に保証を与える。
七、外国財務証券、あるいは本条オ三項のaおよびdの有価証券を割引し、または株式取引所において慣例とされている他の手段によつて、あるいは支店または海外取引銀行の預金で即時払いもどしを受しない金額の一時的投資。
八、政府に要求された次の場合。
a、インドネシア政府の代表または銀行として財政上の行為をする。
b、外国および外国または国際的組織との取決めに対して技術的援助を与える。

九、インドネシア共和国の外国為替準備の処理および管理。
一〇、貴金属、外国硬貨、外国紙幣および分析あるいは精錬した鉱石および金属の取引。
一一、本銀行が公表した條件による株式、公債、商品、倉庫証券、証書、有価証券その他貴重品の保管、ならびに場合により以上の管理者となる。
一二、本銀行内の金庫および空庫の貸付。

第十四条。

一、本銀行のために行う抵当に対する投資は資本金の十分の一、または準備金の五分の一を越えてはならない。
二、抵当权債務は抵当物件の評価価格の三分の二以上を越えてはならない、あるいは六カ月の最大期間以上にわたつてはならない。

第十五条。

一、本銀行はいかなるものに対しても、裏付のない信用または前貸を行わない。
二、本銀行はいかなる取引、工業またはその他の企業を行わない。
三、第十三条の第四項Cおよび第十七条第一項の規定に拘束されることなく、本銀行は商品、株式、公債または不動産を売買しない。ただし債務に対する保証として、本銀行に担保にされた不動産、商品、株式、公債を処分する場合は、本銀行はこれらを購入する权限を与えられる。
四、前項の規定に基き、本銀行は銀行事務上および銀行員の住宅用として必要な場合以外は、いかなる不動産を購入し、あるいは所有しない。
五、本銀行は船舶を担保として貸出しを行わない。

第十六条。

一、銀行券、当座勘定残、その他本銀行の債務の全額は、金、金貨、金塊あるいは一般に交換できる外貨から成る準備によつて五分の一が保証されなければならない。
二、本条の第一項に述べた正貨準備のうち、少なくとも五分の一はインドネシアに置かれなければならない。
三、非常事態においては、本銀行は三カ月を越えない期間内に本条第一項において決められた限度から離脱することができる。
四、本条の第三項に関する決定は官報によつて公示される。
五、しかしながら本銀行は、与えられた三カ月間に定められた正貨準備を回復することができなかつた場合は、本条第三項に定められごとく、政府は議会を召集してさらに三カ月間の期限延長することができる。

第十七条。

一、本銀行は全資本、準備金ならびに特別積立金を投資することができる。
二、前項に述べた投資から得た利益は本銀行の利益に加える。

第十八条。

一、本銀行は無料で国庫基金を管理し、ジヤカルタにおける政府現金取扱者の役割を果し、支店所在地においてはいずれもその役割をなす。これら基金管理については本銀行は財政相に対して責任を負い、会計検査局に対して計算を明かにする。
二、本銀行は無料でインドネシア共和国のために銀行本社と支店との間に現金の振替を行う。
三、本銀行は無料で郵便貯金銀行の現金取扱者として、同銀行に属する有価証券の管理を行う。もし財政相が必要とする場合は、本銀行は法律で定められた他の機関の現金取扱者として行為する。またイ

ンドネシア共和国および国家機関の全ての有価証券の保証を行う。
四、本銀行は無料でインドネシア共和国のために公債を直接発行するために援助する義務をもつ。また支払いをなすべき場所で收税庁のために信方にされた公債および利払票を所有者に支払う義務がある。

第十九条

一、第十六条の規定、第十五条第一項の規定にかゝわらず、財政相が国庫基金を一時的に強化すること を必要とする場合は、国庫証券を十分な担保として本銀行は当座勘定でインドネシア共和国に前貸する義務がある。
二、本条第一項による前貸は、政府が前貸を要求する年度前の予算における国庫收入の三十%以上を貸出さない。
三、本条第二項の前貸限度は議会の承認がなければ超過しえない。
四、本条第一項による前貸は五十万ルピアまで無利子とする。

第二十条。

本銀行は本定款に明らかに述べられない公共のための機関として行為する。このための決定は官報によつて公示する。

第三章　金融審議会、重役会および諮問委員会。

第二十一条。

本銀行の運営を指導するものは
a、金融審議会
b、重役会

419590

c、諮問委員会
以上の機能および構成は次条に掲げる。

A、金融審議会

第二十二条。

一、金融審議会の機能は次の通り。
a、本銀行の金融政策を決定する。
b、公共の利益が必要とする限りにおいて一般的銀行政策に関して重役会に対して指示を与える。
c、第七条の第一、第三および第四項、第十三条の第九項、第十六条第三項および第二十条に従い、本銀行の活動ならびに利子表の決定については金融政策または一般公共の利益の問題として考慮する。
二、政府は本銀行の金融政策に責任を負う。

第二十三条。

一、金融審議会は三人の発言权を有する委員、財政相、経済相および本銀行総裁によつて構成される。
二、事情の必要によつては、政府はこの条面に審議のすぐれた一名または二名の顧問を金融審議会に任命することができる。この任命は最大限度五カ年を任期とする。
三、政府がかゝる顧問を追任せんとするときは、政府は金融審議会を招集して、欠員あるごとに二名の推薦を行う。
四、本条第二項による審議会委員の委員の報酬は政府が二名を決定する。
五、金融審議会の顧問は、退任にあたり再任されることができる。政府は金融審議会顧問を解任する权限を有する。

六、金融審議会の各委員は、純粋な技術的問題を討議する同審議会に出席を許される助言者を任命することができる。

第二十四条。

一、常務取締が病気または不在のときは、常務取締代理が一時的に代行する。

二、二名以内の常務取締代理は五年を越えない任期で金融審議会の推薦に基き政府が任命する。

三、常務取締代理は本銀行の幹部社員とする。

第二十九条。

一、重役会は法律上本銀行を代表する。重役会は第二十二条の規定に基き、本銀行経営の全てを支配し、本銀行の財産を管理し、右財産の処分を行う。

二、重役会の活動実施の順序および方法の細目は重役会によつて定められた規定によつて定められる。

三、支店の支配人および銀行の幹部社員は重役会によつて任免される。

第三十条。

第二十七条第八項による重役会および顧問の各員は他に有給の地位に就任してはならない。

二、前項の例外

α、政府によつて任命された職務

β、常務取締役および顧問については、代表重役の地位を除く株式会社、合資会社の平重役。

しかし常務取締役および顧問は金融審議会の許可なくして、前βに関する地位を保持し、あるいは受諾することはできない。

三、二名の常務取締役は同一会社の重役となることはできない。

四、重役会および顧問の各員は取引に関係し、あるいは他の商業活動に関係してはならない。

第三十一条。

各会計年度末に本銀行総裁は、金融審議会と審議して詳細な財政経済報告を行う。

C、諮問委員会

第三十二条。

一、諮問委員会の機能は要請のいかんにかゝわらず全ての問題について金融審議会に対し進言することにある。また社会に対し一般的な考えおよび見解について完全な情報を与える。諮問委員会は国家の利益に矛盾すると政府が見なさない限度において、その進言を公表する权限をもつ。もし金融審議会に進言を行うとき、議長にこの旨を通達する。

二、諮問委員は議長を含み九名より成る。議長および委員は実業、農業および労働組合の主要人物から五カ年を越えない任期で政府によつて任命される。また政府は諮問委員会委員の解任权をもつ。定められた任期満了のとき、直ちに再任命されることもできる。任期満了以前に委員が空席となつた場合は補欠委員が任命され、同委員は前委員の任期満了まで就任する。

三、諮問委員会は少なくとも一年に二回会議を行い、さらに議長または少なくとも四名の委員が必要と認めた場合に会議を開く。

四、金融審議会の委員は諮問委員会の会合に出席することができる。

五、諮問委員会の委員および書記長は、議長が特に要請し、あるいは問題の性質上必要な場合は、その職責のために彼らの知るところとなる全てのことについて厳重な秘密を守らなければならない。秘密保持の義務を犯した場合は、必要ならば政府は同委員を休職または免職とすることができる。

六、諮問委員会は会議の順序について規定を設ける。
七、諮問委員会の委員の報酬は政府によつて決定される。
八、重役会は諮問委員会に書記を任命する。

第四章　貸借対照表

一、本銀行は一週間に一度貸借対照表の適要を発表する。同表は官報にも掲載される。
二、右貸借対照表は中央銀行としての本銀行の活動と、その他の銀行の活動分野における活動を明らかに区別する。

第五章　会計年度対照表と利益分配

第三十四条
一、会計年度貸借対照表および損益計算書は重役会で依られ金融審議会に提出される。
二、金融審議会は政府会計検査局の助力によつてこれら年度末書類を暫定的に承認する。
三、金融審議会は右暫定年度末貸借対照表および損益計算書を政府に提出する。もし戦政相がこれらを受けとつた日から一カ月以内に文書をもつて金融審議会に対し抗議を行わなければ、これらの書類は承認されたものと見なされる。
四、年度末貸借対照表と損益計算書が承認された場合は、金融審議会のこれらに対する責任は解除される。
五、承認された利益金は第一に特別積立金の増額にあて、残りの利益のうち二十%は準備金が本銀行資本金額に達するまで、準備金に廻す。しかる後利益残高は国庫に納入する。

第六章　銀行員の恩給および行員積立金

第三十五条。
一、本銀行は銀行員のために恩給ならびに厚生積立金を行う。
二、本銀行は右積立金を社員のために積立て定められた金額ずつ積立を続ける。
三、積立金への払込および同積立金に対する規定は取締規則によつて定められる。

第七章　暫定決定規定

第三十六条。
一、現定款が発効した日から
a、ジャワ銀行は精算事務を始める。
b、右銀行の全ての权利、权限、債務、負債はインドネシア銀行に引継がれる。
c、インドネシア銀行はジャワ銀行の精算人として行為する。
d、ジャワ銀行の総裁および取締役は同銀行の精算上必要な限りその職務を維持する。
二、本定款第十三条に述べた活動が、本銀行の中央銀行および発券銀行としての活動範囲に属しないものがある場合は、一九五三年十二月三十一日までにその他の銀行に委譲すべきである。

第三十七条。
一九二二年三月三十一日付の〝一九二二年ジャワ銀行定款〟は同銀行の精算上必要な間は存続するが、同定款中の規約は本定款の規約と矛盾してはならない。

第三十八条。

一、現在在職しインドネシア国籍をもつジヤワ銀行の重役会、総裁および取締役の地位に対する推薦および提案に関して本定款の規定に相異するが、これら役員はその任期満了までインドネシア銀行の総裁および取締役の地位につく。

二、インドネシア国籍にあらざる取締役は本法発行以前に退職する。

三、本法発効前に地位にある重役会は発効の日に退職する。新取締役は任命されない。

第三十九条。

諮問委員会は本法発効三カ月以内に政府によつて任命される。

第四十条。

本法第八条および十条の規定にかゝわらず次に述べる銀行券は流通から回収されるまで法貨として取扱われる。

a、二十二年ジヤワ銀行法第十四条によつて発行されたジヤワ銀行券は、本法発効の日にもなお有効である。

b、一九四九年七月四日の政府令第一条によつて発行された銀行券は本法発効の日にもなお有効である。

第四十一条

〃インドネシア銀行〃の名称の使用は本銀行のみに使用される。

第四十二条

一、本法発効前の政府に対するジヤワ銀行が当座勘定で供給した全ての前貸は長期債にかえられる。

二、前項に述べた借款を償還するために、政府は政府令による規定により株式取引上に上場せらるべき国債を自由に発行することができる。

第四十三条

一、本法は一九五三年インドネシア銀行法という。

二、本法は一九五三年七月一日から実施される。

九、オランダ株式会社法・

商法第三十六条から第五十六条に基いてオランダ株式会社法が規定されている。

一、一般規定。

第三十六条。株式会社（De naamlooze Vennootschap）は株券（aandeelen）に分割された株式資本（maatschappelijk Kapitaal）によつて一株または多数の株券を所有する株主の会社（Vennootschap）である。株主はその会社の名において行為するにあたつて個人的責任を負わない。会社は国法によつて設立され、刑法によつて廃止される。

a、個人または多数人による株主としての参加の停止は残存する株主の参加の適法性に対して、それ自身何らの影響を与えるものではない。（註、参加の停止＝脱退）

b、株式会社設立の定款はオランダ語による。定款作成には本人または文書によつて完全な代表権を有する者の出頭を要す。

c、設立定款には会社の名称、所在地および目的を明示する。

株式会社の言葉をもつてはじまり、あるいはこの言葉をもつて終る場合、この言葉を略して〃N・V・〃とする。設立の場所はオランダ国内におく。

d、設立定款には会社の資本、株券の数および金額、ならびに各設立者の所有する株券数を明示する。

e、株式会社は法務相がこれに異議ないことを声明しなければ発足することができない。同相が拒否を声明し得るのは、その会社が良俗または公共の秩序に反する場合、定款が法律の規定に妥当しない場合、あるいは設立者の所有株が会社資本の少なくとも五分の一に相当しない場合に限る。

以上の声明を得るためには同相に対して設立定款またはその原案を提出しなければならない。

声明拒否の場合は、その理由は提出者に通知される。

f 会社当局者はオランダ官報上に設立定款および前項の声明を公示する義務を負う。このためにその定款を取扱った公証人の署名ある完全な定款と公証人の証明をオランダ官報に提出しなければならない。

g 会社当局者はその業務開始に先立ち、前項による公示以前に業務登録法によって会社の営業届をなし、設立当初株式を最低十分の一を払込む義務を有する。会社当事者が見分上全く第三者に屈している場合でもその株式会社に対する責任には爰りなく設立定款のワク内で取扱われる。

第三十七条。 株式会社は法人である。

a、設立定款に存続期間が定められていない場合は、同会社は不定期間存続するものと見なす。

b、内治関係省は公序良俗に反する株式会社の運営を解散せしめる権限を有する。同株式会社解散を宣言する裁判官は、そのとき解散事務を始むべき時日を決定する。株式会社解散命令書には一名ないし数名の管理人を指名し、その一人に対して裁判所への出廷を命ずる。

解散株式会社の事務整理は主任裁判官の監督下に管理人によって行われ、破産法の規定に従うものとする。

株式会社解散命令はオランダ官報に公示されなければならない。解散については同時に業務登録事務所においても掲示される。これに関連して命令後、整理以前に第三者のよき証言のある場合は

これを尊重する。

c、株式会社が関係し、あるいは同会社から発表される全ての文書、印刷物および公示事項は、電報および広告は例外とし、その会社の名称および業務登録地名を明らかに記載しなければならない。

もし会社の資本金が記載される場合は、公称資本金と共に払込資本金を同時に記載しなければならない。

d、一般規定に関する諸規定のうち、規定することを要しないことが明らかである限り、その場合にのみ特記するにおよばない。

e、会社設立の場合、その場所とは設立定款に従って会社設立の場所と了解する。業務登録事務所という場合は、業務登録によって会社の業務を決定した場所にある業務登録事務所と了解する。

f 設立定款中に、株主総会の決定または株主の希望が入れられて会社資本金の一部を処分する権利が認められていても、このことが設立定款中に明かでなければ、資本といえば公称資本の意味に解釈する。

二、株券について

第三十八条。

株券とは設立定款によって会社資本金が分けられた部分をいう。補助株券（Onderaandeelen（オンデル アーンデーレン））とは定款に基いて株券を分割したもの、あるいはそうできるものをいう。別に明記しない場合は、株券および株主に対する規定は補助株券および補助株券主にも適用されるものとする。

a、株主は第四十一条Cによる以外は、その所有株金額の完全払込に対する義務を放棄することができない。

しかし自己の計算で株式取引を職業とするものに対しては、オランダ法定支払手段で取得する株

券の全額の九十四パーセントだけを支払うことを認めることができる。

株券払込義務について債務上の軽重は絶対にない。

b、設立定款の変更によらなければ、株主に対して前項の払込額以上の義務を、株主の意思に反して課することはできない。

c、株式証券（Bewijs van aandeel）（ビウェイス・ファン・アーンデール）は名義人または所有者に与えられる。

オ三十八条aのオ二項の規定によるのでなければ、株券の全額の払込みを完了しない。株券所有者に株式証券に与えてはならない。

d、あとに株券を取得したもので、会社に対して定款を守っていながら、所有株券に対する支払が完了していないとか、記名株券に対する払込みがないとの証拠が明らかでない場合は、会社の利益のために株式証券に払込みが行われたという証明を付す。

e、株式会社が破産した場合は、管理人は設立定款に定められた規定にとらわれることなく、まだ払込の行われていない株式を整理する権限を有する。

オ三十九条

発行株券の全額が払込まれない限り、会社当時者は名簿を備え、これに払込み済みとなっていない全ての株主を明かにし、その払込額を示さなければならない。

名簿登録は規則的に行い、払込未完了に対する責任を免除したものゝ署名をするものとする。

登録名簿は何人にも一覧させるよう株式会社の事務に備え、登録の序しは実質をもって分譲しなければならない。

a、記名株券の交付は、会社に対する譲渡証書に署名するか、会社による譲渡を文書をもって確認するかによって行われる。もし株式証券があれば、これに対する署名だけで確認を行うことができる。

もしその証券が完全に払込まれていなければ、時日を付した譲渡証書があるときにのみ確認を行うことができる。払込が完了していない株券の交付の場合は、前項に従って交付の日付と共に署名して登録される。

b、払込未完了の株券交付のあとも前株主は同株式会社に対してそれぞれの金額を支払う義務がある。重役および監査役が、かゝる株券に対する責任を回避する前株主から譲渡されてこれを所有する場合は、交付の日から起算して一ヶ年以内に払込むべき義務を負うのみである。

もし前株主が払込む場合は、同株主は会社がその後の株主に対して有する権利を引継ぐことになる。

c、前二項の規定は、他の利益団体の分離により記名株券を割当てる場合にも適用される。

d、設立定款に特に規定されていない限り、全ての株券に対しては金額については同様な権利義務が付随する。

三、株式会社の権限（Vermogen）（フェルモーヘン）について。

オ四十条。株式会社設立のために行われた取決により、会社設立後明確にあるいは暗黙に右の取決めが確認された場合、はじめてその会社に権利義務が生ずる。

a、取決め。

(a) 株式の取得に関連しく会社は特別の義務を負う場合について。

(b) 異る比率で株券取得する場合および株式会社の株主を公募する場合。

(c) 株式会社設立者あるいは設立に関係した第三者に何らかの特典を与える場合。

(d) 異る方法によって株金払込を行う場合およびオランダ法定支払手段の支払を行う場合。

以上の場合については会社設立定款中に明記しなければならない。この明示を行わない場合は会社は

設立後取決の权限が与えられない。
前項に述べた取決めは才四十条才三項に従って登記法により公正証書とするか、あるいはその全文を定款に記載しなければならない。
才三十六条bに基いて公示されるときは、設立定款に添付される公正証書は同定款の一部と見なされる。
b、株式会社設立ののち、前条に述べた重役による取決めは、株主総会にはかることを要せずして決定することができる。たゞし重役はこれに関する权限を設立定款中に明記していなければならない。
c、才四十条aに基いて会社設立後に行われた取決めは、その具体的事実を会計年度の貸借対照表および損益計算書の説明中に述べて承認を求めなければならない。
d、才四十条aから才四十条cにいたる規定は才三十八条aの才二項の取決を除外する。
才四十一条。設立定款によって行われた払込金に対しては、株主に利子を支払ってはならない。その支払は純利益金額のいかんによって決定される。また業務経営が軌道に乗らない間一定の利率を利払いせずとの条件で一カ年間だけ設立定款中に定めることができる。その利率はいかなる場合でも年五分より高率たることを得ない。また長年月にわたるときは四分より高率たることを得ない。
義務を伴わない払込高に対しては、純利益金から引出すという条件で定款中に利子を定めることができる。この条件がなく、また株式会社に貸付けられるかくのごとき払込みは、株式に対する払込みとは見なされない。
a、株式会社に対し、会社資本金として払込未了株券を譲渡する行為は無效である。
払込ずみ株券については株式会社は設立定款中に定められた金額だけ受取ることができる。これに違反する無効な譲渡を、善意の不案内者に対し求めることはできない。
b、株式払込金の一部または全部の払戻しは、純利益の場合は設立定款中にその程度、方法を明らかにされる。

c、前条における場合と異る株券に対する払戻しまたは払込未完了株に対する払込責任の解除は、会社資本金が設立定款の変更によって減少した場合のみに行われ、変更の決定およびその方法の実施は才四十一条dから四十一条gまでの規定に従う。
d、前条に述べた変更の決定は、一般に告示するために商業登録事務所に通告されなければならない。これによって登録事務所はオランダ官報および株式会社が設立されている地区の新聞紙上に、もしその地区に新聞紙が発行されていなければ、株式会社が設立されている州で発行されている新聞紙に公告する。公告されてから二カ月以内に債权者は変更決定に対抗することができる。
e、この異議は株式が設立されている地才裁判所に提起する。その場合同決定の無効宣言に関するあらゆる申立理由を述べた申請書を提出する。同申請書は二通提出し、一部は裁判官から直ちに相手方に回付される。
裁判所はできるだけ早く無効宣言申請書を上程する。もし多数の申請書があったときはこれらを一括して取扱う。
裁判長は一週間以内に株式会社および異議申立者に裁判の時日を通告する。同時に裁判長はこれに関して新聞およびオランダ官報および商業登録事務所に公示する。
裁判所は株式会社および異議申立者の証言のあとで判決を行う。その他の債权者、官吏、証人および専門家もこれを傍聴することができる。
異議申立者および株式会社は弁護人に代理させ、あるいは弁護人を同伴することができる。
f、変更または変更するにいたった方法が、公序良俗、設立定款に違反し、あるいは会社資本金の縮少の結果、株式会社所属財産が会社債权者に対して十分な保証を与え得ないことが明らかでなけれ

ば、裁判所は異議申立てを却下する。
別に規定のない場合は裁判所費用は双方が負担する。
裁判所が判決を与えた場合直ちに裁判長はこれを双方に対して判決の日付けで双方に通知する。
g、裁判所の判決の三週間以内に、株式会社ならびに異議申立者は控訴することができる。才四十一条eの才二項に従って二通の理由書を提出するが、訴状をまとめて提出するときはそれだけの写しを添えなければならない。
その他の場合にも才四十一条eおよび才四十一条fを適用する。控訴の場合も費用は同じく取扱うが才四十一条dの才一項に述べた官報および新聞紙への公告と登録事務所の告知は行わない。その場合裁判所の決定は最終決定力（hoordzaak kracht van gewijsde）をもつ。
訟訴決定後三週間内に両者は大審院に提訴することができる。提訴あるときは裁判長は直ちに相手方にこれを通告する。
h、才四十一条dからgまでの各条は、才四十一条fの規定、またはこの種の規定の変更を含む設立定款変更の決定にも適用する。
才四十二条。特別の事情で時期延長をしない限り株式会社の会計年度八カ月内に、毎年総会を開き、重役は貸借対照表、損益計算書をつくり株主総会（Algemeene vergadering van aandeelhouders）に提示して承認を受けなければならない。貸借対照表および損益計算書には動産不動産を基準に従って評価した説明書を添えなければならない。
貸借対照表および損益計算書および説明書には、全ての重役、貸借対照表および損益計算書の作成を監視する監査役があればその監査役も共に署名する。
才四十二条Cに基き株式会社の貸借対照表に特に記載すべきものは次の通り。

(a) 現金および銀行、現金出納人、精算機関から直ちに支払いを受けることができる勘定。
(b) 他の企業への参加および参加している企業への出資。
(c) 株式取引所の株価表にある証券。本項にいう証券は他の企業への参加を意味しないもの。
(d) 株式取引所の相場表にない証券。本項にいう証券は他の企業への参加を意味しないもの。
(e) aおよびb項に該当しない前払。
(f) 利用中または利用のための動産。
(g) 使用中または予備の不動産
(h) 本条中に別の項目を特に設けない無形の財産。
(i) 翌年の役取勘定。
(j) 次年度に繰越された経費および損失。
(k) 未払込資本。
a、設立定款に予め規定しておけば、株主総会を通じて専門家を任命して、規則的に記帳を監査させ、株主総会に提出する重役の貸借対照表および損益計算書ならびに説明書について報告を行わせることができる。
総会は専門家の指名については発言しない。総会にはいつでもこの専門家を被免できる。専門家はその責務の遂行のために株式会社の全ての帳簿および書類について調査する権利が与えられる。会社の有価証券は要求された場合、専門家に閲覧させなければならない。会社の問題について説明し、報告する以上に専門家個人の見解を述べることは禁じられている。その報酬は総会で決定される。設立定款により、あるいは総会の決定に別に定めなければ、専門家はその報告を監査役に提示する。

b、貸借対照表と損益計算書の決定のために開かれる株主総会召集の日から、同会議の終りまで、株主はこれを調べるために、株式会社事務所でこれらの全書類および説明書を入手することができる。もしこれらの書類に第四十二条の第二項に定めたような署名がないときは、重役側に明らかなその理由をその文書に記載する。

これは第四十二条aに定めた専門家の報告についても適用される。

これら書類に対しては庚資以上を求めない。

c、重役は次の場合は対照表および損益計算書の決定後八日以内に一般の承認を受けるため商業登録事務所に公示する。

(a) 株式会社設立定款が無記名株発行総額を五万ギルダー以上認めている場合、無記名株のほかに記名株証券にこの定款を適用していないか、あるいは記名株証券だけを五万ギルダー以上発行していないかどうか。

(b) 無記名社債が発行されているとき、記名社債証書も発行されているかどうか。

(c) 株式会社の株式証明書または社債券あるいはその証書が、その地方の株式取引所の相場表によらずに独自の相場表によつて表示されているかどうか。

(d) 株式会社の経営が第三者の資金を受入れ、またその株式会社が生命保険業を経営しているかどうか。

d、設立定款が別に規定しないときは利益は株主に配当される。

株式に配当される利益金額の算出については、設立定款が別に明記しない限り、株券に対する払込義務額のみが対象となる。

設立定款に定められていない場合は、株券の払込みは五カ年の間に行う。

e、採択された損益計算書がその年度中損失であつた場合、予備金から支出するとかその他の方法が定められていない場合は次年度も損失が償われない限り、利益配当は行わない。

四、株主総会について。

第四十三条。株主総会については設立定款においてその他のものにも全ての権限は認められない。

a、毎年少くとも一年に一回総会が開催される。

設立定款に定められていない場合は、会計年度後九カ月以内に開かれる。

b、設立定款に明記されていない場合は、重役ならびに監査役が招集の権限を有する。

c、一株または株式以上の株で最少限度投下資本の十分の一を代表する場合は、あるいは設立定款でそれ以上の小数の限度を規定している場合は、文書をもつて重役または監査役に対して議事の詳細を明かにして株主総会の招集を要求することができる。かゝる場合には重役も監査役も平常のような権限はなく、かゝる要請後六週間以内に株主総会を招集することができる。また総会招集請求者はその会社設立地区の地方裁判所長から招集権を与えられることもできる。

d、裁判所長は、株式会社を取調べ、あるいは出廷を求めたあとで、前条に定められた諸条件が満たされており、また株主が会議の開催に合理的な利害関係をもつことを要請者が大体明らかにすれば、これに対する権限を与える。裁判所長は総会招集の形式と期限を決定し、右総会を司会すべき株主を指摘することができる。

第一項による招集は適法な権限によるものとする。その権限が不当に与えられたことが分明したにせよ、かゝる方法によつて行われた招集は適法と認める。

裁判所長の名義の使用は法律上異議のない限り使用することを許される。

e、才四十三条b、あるいは設立定款によつて会議招集の权限を与えられているものが、才四十三条bまたは設立定款によつて総会を招集すべきことが明らかにされていないときは、裁判所長を通じて株主の一人がこれを行う权限が与えられる。それ以外の場合は前条の規定が適用される。

f 設立定款が別に明記していない場合は、才四十一条dにより、その目的を新聞紙上に発表して総会招集を行う。たゞし才四十三条d才一項の才二義の場合を除く。

g、招集にあたつては取扱議題の通知は株式会社事務所から株主に知らせる。かくのごとき手続をとらない議題、または招集期間前の权限によつて告知され、その取扱いの承認を得ない議題は、全払込資本を代表する株主会議で一般的承認を得ていなければ、立法的に何らの決定も行うことはできない。

h、才四十三条d才一項の才二義の規定による以外は会議招集の日までの期間は公示されない限り最低五カ日間の期間がなければならない。その期間がこれより短かいか、あるいは招集を行わなかつた場合は、全払込資本が代表される会議において一般的承認を得ていなければ、法律的に何らの決定も行うことができない。

才四十四条。総会はその株式会社が設立されている地区、あるいは設立定款に示されているオランダの一定地区において開かれる。その他の地区において総会が開かれた場合は、全払込資本が代表されている場合においてのみ立法的に決定が行われる。

a、株主はいづれも本人が、あるいは委任状によつて総会に出席し、発言をなし、投票を行う权限がある。子株所有者は一株の額面額を集めたものが、その子株の代表者として、あるいは委任状所有者として权限を行使する。

設立定款によつて、総会に対する株主の資格証明書の携行を定める場合は、会議の行われる場所

および時日を明示しなければならない。その時日は総会の招集を発した日から三日目よりも早くなく、また総会当日前七日目よりも早くないことを要する。

取締役および監査役は総会において、その資格において申言权をもつ。

取締役、監査役および一般に株式会社幹部は、彼らのなした発言の不法なるため、発言权者として行為し得ないこともあり得る。

b、株主のみが議決权を有する。株主はすべて最少限度一票の議決权をもつ。

もし会社資本が同額の株券に分けられていた場合は、どの株主も株券を有するだけの発言权を有する。

もし会社資本が種々の金額に分けられていた場合は、各株主の議決权数はその株券の総額に含まれる最少株の数と同数である。議決权の一部分は無効である。

しかし一人の株主の行使すべき議決权数は設立定款によつて制限されることができる。たゞし同数の株券所有者は同数の発言权をもち、また多数の株券所有者は小数の株券所有者に対するよりも不利な制限を受けるものとする。

本条才一および才二項の規定については、設立定款によつて別に規定することができる。たゞし会社の資本が百以上の株券に分けられていた場合、同一株主は六票以上の議決权を認められない。また同資本が百以下の株券に分けられていた場合は三票以上の議決权を認められない。

一株の金額に達するだけまとめられた子株は一株と同等の議決权が認められる。

c、設立定款に別に定めなければ、株式会社に対してある权利を認め、あるいはこれに対してある義務を免ずるような決定は、株主以外のものは同会社の株式に対して、いかなる有効な議決权を行使することもできない。

d. 設立定款によつて多数決を得ない全ての決定は、行使された議決権の絶対多数によつて採択される。設立定款中に規定があれば、人事に対する議決の場合は、これに従うにおよばない。設立定款に別に定めなければ、諸決定の有効性は会議に代表された会社の資本金額によつて左右されない。

第四十五条。総会は設立定款を変更する権限を有する。たゞし設立定款によつて変更に対する権限が除外されている場合は全払込資本を代表する会議において全会一致の議決によつても変更はできない。設立定款の規定が同定款中の規定に多少の変更に対する権限を定めている場合は、その限られた規定に従つて初めて変更することができる。

設立定款の規定が同定款中の規定に多少の変更に対する権限を特に認めている場合は全払込資本を代表する会議において全会一致の議決によつて初めて変更することができる。

a. 設立定款の規定によつて、その変更の権利が会社株主以外のものに認められている場合、その有権者が変更に同意しないときは、その権利に不利を与えないことができる。たゞしこの権利を認める時は規定変更についてのそのものゝ権限が明らかに定められていない場合に限る。

b. 総会に設立定款変更提案を行う場合は、第四十三条3に定めたるところにかゝわらず、総会の招集によつてこれを行う旨を通達しなければならない。

かゝる招集を行つたものは、その提案の写しに変更の趣旨を述べたものを同時に、会議終了までどの株主もこれを閲覧できるように株式会社事務所に提出しなければならない。これを行わないときは同提案は法律的に有効に決定されない。またその会議に最少限度十分の一の資本を代表する株券所有者はその提案の討議に反対することができる。提案の写しを総会に出席した株主に提示した

日に、前項に述べたと同様に全株主に与えなければならない。これらの写しは無料とする。

c. 設立定款の変更があるごとに、法律上の取消しのため定款登記を行う。同定款はオランダ語をもつてする。

同定款は変更を採択した総会の登記議事録に採録し、あとでこれを登記定款とすることができる。重役は定款を実行する権限があり、またそれ以外に総会によつて会社の権能が与えられる。総会は重役または一人もしくは数人に、次条に定める声明を得るために必要な変更を実施する権限を与えることができる。

d. 設立定款の変更は法務相によつて異議なきことが声明されるまで法律上有効ではない。

前項による声明は、定款の変更によつて生じた会社の立場が公序良俗、法律あるいは設立定款の規定に反しないか、あるいは会社資本の増資の場合は、少なくとも増資された資本額の最低五分の一が払込まれたことが、はつきりしているかどうかなどの考慮のもとに、拒否し得るにすぎない。

右声明を得るには、変更された定款または変更原案を法務相に提出しなければならない。もし定款が総会の登記議事録による場合はその登記所の写しを提出することができる。

もし変更に会社資本の縮少が含まれている場合は、その縮少は株券に対する払いもどしができないか、払込未完了株に対する払込義務を免除することにならぬか、あるいは第四十一条dから第四十一条gまでの諸条項が考慮に入れられたかゞ、出願にあたつて明らかにされなければならない。最後の規定は第四十一条bの変更の場合にも適用される。声明が拒否された場合はその理由が出願者に通知される。

e. 重役は設立定款の変更を含む定款、または総会の登記議事録による場合はその写し、ならびに前条に定められた声明を出来るだけ早くオランダ官報上に公示しなければならない。このためには、

この目的のために特に作った完全な定款の写しまたは抄本に公証人の署名あるものを、声明の写しと共にオランダ官報に送付する。

公示しないものは第三者に対して真実たることができない。

f、株式会社の破産期間は管理人の同意を得なければ設立定款の変更ができない。

第四十六条。裁判官は株主総会の議事録に対して权威ある定款の法律的証明にかゝわらず、特別の場合はつねに意見を述べることができるから、自由にこの種の証明をなし得る立場にある。

a、総会の決定の無効は、法律上どの株主および利害関係ある第三者によって提起されることができる。

しかしながら適法によらない、または株主の投力によって成立しなかった規定または設立定款によらないという理由で決定の無効を申立てることはできない。たゞし悪意による場合とか、決定の日から通算して決定の適法性が六ヶ月以内に得られなかった場合は上記の理由で法律的に異議を申立てることができる。

前項によってかゝる異議申立てが除外されていないときでも、決定の合法性が上記の理由で対抗されるときは、右前記の理由で決定の無効を強制によって申立てることができない。かゝる変更無効申立ては拒否される。

b、設立定款が無記名株を認めない株式会社に関しては、第四十三条c、第四十三条dおよび第四十三条eのみが右設立定款に適用される。

かゝる会社の設立定款では、一般株主総会の開催によって行う以外の方法による株主会議を規定することができる。またこの場合には株主総会について、あるいは同総会の決定について、その他の方法による会議または決定をなす理由を生ずる。

第五章　株式会社の重役および重役の監督について

第四十七条。設立定款に規定がなければ、重役は会社の業務の運営および財産の管理の責任を負う。このうちには民法第一八三三条第二項に定められた取扱い、および内外における会社の権利を代表者が含まれる。

a、もし重役の人数が多数あるときは、設立定款が別に規定しなければ、重役はいずれのものも第三者に対して会社を代表する。

b、重役が、会社が与えた权限を越えて会社に関係なく善意をもって第三者と取引した場合は、重役自身のために行った取決めと見なされる。たゞし取引当事者はその費用、損害および利子を負担した場合はこの限りでない。また民法第一八四三条に定められた場合を除く。

c、重役はいずれも課せられた責務の遂行に適切な責務を負う。

業務に対する責任は多数の重役の仕事に関連するような場合は、主として重役全体の責任となる。しかし重役がその事実を関知しないこと、およびそれによって生ずる結果を回避しようとする措置がとられても彼自身に無関係であることが立証されゝば責任はない。

d、もし重役の一人が会社に与えた損害が極めて少く、その損害が重役自身によって賠償されることを証言した場合は、裁判長は重役全体に対する主たる責任とせずに、その重役が負担すべき賠償額の決定にはその時の事情を考慮する。

e、株式会社と重役の間における取決めに関する全ての法律行為について、第四十九条aに定められた行為も含み、その金額に制限がないか、あるいは二百ギルダー以上なるときは、その会社設立地内の地方裁判所に届出る。もしその行為が四百ギルダー以上におよばないときは高等裁判所に届出

るにおよばない。

第四十八条。重役の指名は設立定款にはじめて行われ、その後は株主総会によつて指名される。

a、設立定款によつて、それぞれの地位を担当する重役最少限度二名を選挙によつて総会で指名することを規定することができる。

しかし総会でかくのごとき決定は払込資本の二分の一以上を代表する出席者の三分の二の議決によつて定められなければならない。

b、株式総会においては常に重役を停職または解職することができる。

もしその解職の理由が会社の蒙つた損害賠償による場合は、そしてこの問題が裁判上取上げるにおよばないときは、裁判官はその賠償額を比較的小額に決定することができる。

設立定款は重役のせん動または妨害の場合を見通し、会社運営の方法について詳細に規定しなければならない。

c、設立定款で別に定めなければ、重役の報酬は総会において決定される。

d、重役の責務遂行を確保するために、その所有株に対し株式会社の利益のために抵当権を設定することができる。無記名株および払込済み記名株の場合は、監査役、もし監査役がいない場合は、設立定款または総会で指名された一人または数名の株主の投力を得て株式会社の名でこれを第三者に預託し、未払込み記名株については株券に付いている配当証書を第三者に預託する。未払込み無記名株の場合もこれにならう。

e、設立定款に別に定めなければ、重役は総会に計らずに株式会社の破算公告を公示する権限はない。

第四十九条。第四十二条に定められた諸件を取扱う総会招集にあたつて、重役は株式会社の業態および経営に関する報告を行う。総会ではつねに報告は予め文書とすべきことを決定することができる。そ

の場合は総会招集の日から総会の当日まで、株主には報告を原価で供給しなければならない。

a、重役に対してその職責に関連して解職することができるにもかゝわらず、管理人が会社の状態が全体的に、あるいは部分的に、その会社の重役の責任または不注意によることを明かにしたときは、その損害賠償のため重役の財産の処分するにあたり、株主に対してその重役から多少の精算尻を与えることができる。

b、公表した貸借対照表および損益計算書が説明と一致せず、また貸借対照表、損益計算書および説明書が会社の状態に対して誤解を生む印象を与えたときは、重役はそれによつて生じた損害に対して主たる責任を負う。これを関知しない重役はその責任を負わない。

第五十条。設立定款によつて一人または数名の監査役（Commissarissen）を定めることができる。

設立定款は監査役の責務を明記しなければならない。

a、設立定款中に監査役の職務あるいは多数の監査役の職務の分類を規定することができる。

その規定細則が定款法規または設立定款のある条項と予盾するときは、同細則は無効である。

前項に述べた規定は一般に知らせるため商業登録事務所に届出たとき、はじめて第三者に対して効力をもつことができる。これは同規定の変更にも適用される。

b、監査役がその株式会社で別名の職務に就いているときでも、その株式会社が規定上これを定めているときは監査役として見なされる。

c、監査役を設立定款中に定めなかつたときは、総会において指名する。これは第四八条aの規定と一致すべきものである。

しかし設立定款において一名または数名の監査役を定めることができるが、その全数の最高三分の一は総会以外の会議で指名される。

d、監査役は総会においていつでも停職され、あるいは解職されることができる。もし監査役が前条第一項に基いて他の職務から指名された場合は停職および解職に対する権利は特に総会において行使される。

e、設立定款に別に定めなければ、監査役は定款によって定められていなくとも一般的手当を受けることができる。

第五十一条。設立定款に別に定めなければ、株式会社が一人または数名の重役と利害が対立した場合、右会社は監査役によって代表される。総会は常に一人または数名に対してこれを指摘する権限を与える。

a、設立定款に別に定めなければ、監査役はいつでも他の重役を停職させる権限を有する。その停職はつねに総会で、これを提起することができる。

b、監査役または貸借対照表、損益計算書および説明書の作成の監督の任に当つたものは、第四十二条aによって株主総会で指名を行わない場合は、記帳を規則的に監督し重役が作成する貸借対照表、損益計算書および説明書について報告をつくるために専門家を指名することができる。

この専門家は指名されたものによっていつでも解職される。その報酬は指名者によって定められ、株式会社がこれを負担する。その他については第四十二条aの第三項が適用される。

c、第四七条c、第四七条d、第四七条eおよび第四九条aは監査役にも適用される。

d、第四八条dの規定は監査役の職務上の責任を雇傭ならしめるために、監査役の株券に対して相当権を設定される。たゞし、監査役を任用しない場合におけると同様に取扱うという了解を条件とする。

第五十二条。もし公表された貸借対照表、損益計算書が説明書と一致しない場合、また貸借対照表、損

益計算書および説明書が会社の状態について誤解を生ずべきことを述べる場合は、かつかくの誤解を生じたときは、重役についてこれらの文書の作成の監督に責任を有する監査役は、このために生ずる損害に対して第三者に主たる責任を負う。かゝる監督上に落度なきことを立証した場合、その監査役は責任を負わない。

a、株式会社の重役を構成しない監査役あるいはその他のもののみが、設立定款の条項または総会の決定により、一定の期間あるいは一定の事情のもとに、会社および第三者に対する重役の権利および義務について、重役の行為を監視することができる。

b、一定の重役の行為に対する承認、または委任は、重役の行為とは見なさない。

第五十三条。一名または数名の株主が文書によって申請し、それらのものが払込資本の最低五分の一を代表し、あるいは設立定款においてそれ以下を認めているときは、地方裁判所はその管区内で設立されている会社の政策および業態について調査するため、その会社の重役または監査役でない一名または数名を指名することができる。その調査は全般的な場合もあり、部分的な場合もあり、また一定期間に限られる場合もある。

かゝる裁判所に対する申請は、一名または数名の株主が、かくのごとき要求を重役および監査役に向つて行つて認められず、また株主総会に於ても認められなかつた場合にのみ行われる。

右申請書は理由を添えて二通作成し、一通は裁判長に、他の一通は会社に宛てる。

裁判所はできるだけ速かにこの要求を法廷で取扱い、右株式会社を審問し、あるいは適当な呼出しを行つたのちに決定を与える。双方は辯護人を出廷させ、または辯護人と共に出廷する。裁判所は判決に先立ち関係ある全ての重役および監査役ならびに官吏、証人および専門家の証言を求めることができる。

a、会社の政策が正しく、また業績に誤りなく、疑うべき理由が明らかでない場合、また申請者が調査費の払込み以前に裁判所によって決定さ㐌るべき事実を明らかにした場合は、裁判所はこれを却下する。

b、裁判所へ提起の日から三週間内に、申請者または多数の申請者が払込資本の最低五分の一を代表するときは、会社として裁判所に提訴できる。同申請書は理由をそえて二通を提出する。一通は裁判長に、他の一通は相手に手渡する。その他は才五三条および才五三条αの規定に従う。

裁判の提起に対しては、法律上の上告変更がない限りそれ以上の手続は許さ㐌ない。

c、裁判所によって指名さ㐌たものは株式会社の帳簿および書類調査权限を与えら㐌る。これによってその責務遂行に必要な知識を得ることができる。会社の有価証券は要求された場合は、これを提示しなければならない。

調査を命ぜら㐌たものは、会社の内情について知り得たところを発表し、またその見解を述べることを禁じられる。

d、調査の責務を与えられたものが会社の帳簿あるいは書類について調査を拒否された場合は、管下地域に設立さ㐌ている地区の株式会社の地方裁判所長は会社の重役を聽取または適当な方法による招致を行つたの方、その時に応じた適切な命令を与える。その命令のなかには、必要な場合保安上の权力の援助を与え、帳簿または書類がある場合その住宅に立入ることも含まれている。しかし裁判長の命令を提示したあとでなければ居住者の意思に反して住居に立入ることができない。

才五十四条。もし設立定款により、あるいは取決めによって株主以外のものに才五十三条に定め㐌た文書による申請权が認め㐌ている場合は、同条の規定とこれに次ぐ諸条が適用さ㐌る。

α、調査の結果の報告は、右株式会社に関係する裁判所長、株主、重役、監査役および前条に定め㐌た場合はその权限が認め㐌ているものに、無料で提出する。

裁判長は調査の提出があつたときは出来るだけ早く、これを会社の申請者または多数の申請者に告知する。

b、調査の費用は申請者または多数の申請者がこれを負担する。

裁判長は右報告の告示のあとで、その費用の全部または一部の費用を、株式会社、一名または数名の重役または監査役自身、あるいは株式会社における他のものに負担させるかを決定することができる。かくのごとき調査にあたつて官吏の関係する場合もあり、費用の負担が行わ㐌ても、聽取さ㐌、適当に喚問さ㐌ていることは必ずしも法律上自由ではない。この場合喚問は裁判長によって行わ㐌る。

c、才五三条から才五三条αまで、および五四条αおよび五四条bは無記名株を採用しない設立定款の株式会社に適用さ㐌る。たゞし設立定款がかゝる場合にも採用さ㐌る場合は、そのときに限り適用さ㐌る。

〔註〕才五十四条、才五十五条および五十六条は会社の解散の場合を規定するものであるから編集の都合はぶく。

一〇、オランダ王室石油会社
在旧オランダ領インド株式会社の資本

年度	払込資本（千ギルダー単位）	配当額（千ギルダー単位）	比率%	重役手当（千ギルダー単位）	監査役手当（千ギルダー単位）
一八九四	一、七〇〇	一三六	八	?	?
一八九五	一、八五〇	八一四	四四	?	?
一八九六	二、三〇〇	一、〇七〇	四六、五	?	?
一八九七	三、五〇〇	一、八二〇	五二	?	?
一八九八	五、〇〇〇	三〇〇	六	—	—
一八九九	五、〇〇〇	三〇〇	六	—	—
一九〇〇	五、〇〇〇	四〇〇	八	六	一八
一九〇一	五、〇〇〇	一、〇〇〇	二四	五五	一一〇
一九〇二	五、〇〇〇	一、七九二	三五、八五	九〇	一八〇
一九〇三	六、〇〇〇	三、九〇〇	六五	五三一	三五四
一九〇四	六、六〇〇	三、三〇〇	五〇	四三六	二九〇
一九〇五	九、九〇〇	四、九五〇	五〇	六五四	四三六
一九〇六	一〇、二八〇	七、五〇四	七三	一、〇三三	六八八
一九〇七	三九、七八〇	一一、〇三九	二七、七五	一、二九五	八六四

年度	払込資本（千ギルダー単位）	配当額（千ギルダー単位）	比率%	重役手当（千ギルダー単位）	監査役手当（千ギルダー単位）
一九〇八	三九、七八〇	一一、一三八	二八	一、三一三	八七六
一九〇九	四〇、三八〇	一一、三〇六	二八	一、二〇〇	二〇七
一九一〇	四四、四一八	一二、四三七	二八	一、四〇五	二三五
一九一一	四八、四三八	九、二〇三	一九	八五五	二四〇
一九一二	五二、三一七	二一、五〇〇	四一	二、五九二	二四〇
一九一三	五六、六四五	二七、一九〇	四八	七五五	二二七
一九一四	五六、六四五	二七、七五六	四九	七五七	一九七
一九一五	五六、六四五	二七、七五六	四九	七四〇	二一〇
一九一六	七八、一二七	二九、六八八	三八	七七七	二一〇
一九一七	八五、五二七	四一、〇五三	四八	一、一三七	二一〇
一九一八	一七一、〇五四	六八、四二二	四〇	一、八一八	二〇〇
一九一九	二一三、八一八	九六、二一八	四五	二、五七八	二一〇
一九二〇	三二〇、七二七	一二八、二九〇	四〇	三、二六六	一八〇
一九二一	三二一、四五七	九九、六五二	三一	二、五〇三	二〇二
一九二二	三二一、四五七	八五、一八六	二六・五	二、〇一三	一九九
一九二三	三二一、四五七	八〇、三六四	二五	一、九二七	一九五

年度	払込資本（千ギルダー単位）	配当額（千ギルダー単位）	比率 %	重役手当（千ギルダー単位）	監査役手当（千ギルダー単位）
一九二四	三二一、四五七	七三、九三五	一三	一、八七五	二一〇
	八〇、九九四	一〇、五二九	一三		
一九二五	四〇二、四五一	九二、五六四	二三	二、〇七〇	二二五
一九二六	四一二、一〇三	九六、八四四	二三・五	二、二六六	二三二
一九二七	四一二、一〇三	九八、九〇五	二四	二、二七七	二一〇
一九二八	四一二、一〇三	九八、九〇五	二四	二、三一九	二一〇
一九二九	五〇三、六二四	一二〇、八七〇	二四	二、八四七	二〇八
一九三〇	五〇三、六二四	八五、六一六	一七	一、七九四	二一〇
一九三一	五〇三、六二四	三〇、二一七	六		
一九三二	五〇三、六二四	三〇、二一七	六		
一九三三	五〇三、六二四	三〇、二一七	六		
一九三四	五〇三、六二四	三七、七七二	七・五	二三六	一七五
一九三五	五〇三、六二四	五二、八八〇	一〇・五	七二〇	一四五
一九三六	五〇三、六二四	八三、〇九八	一六・五	一、六三八	一八〇
一九三七	五〇三、六二四	八五、六一六	一七	一、七二〇	二一〇
一九三八	五〇三、六二四	八五、六一六	一七	一、七三二	二一〇

この表でも明らかなように、オランダ王室石油会社の例によっても、現地重役に対する報酬は極めて重視され、配当に対してその比率は極めて大きい。

監査役に対する報酬は一九〇九年以来、激減し、重役報酬に重点が置かれてた。すなわち事業の発展のためには、優れた重役を起用し、巨大な報酬を与えて専門的人物を養成し、かくてはじめて事業の振興を計っている事情がよく解る。

一八九四年から一九三八年までの間に配当金は十九億二千九百万ギルダーに達したが、重役賞与は五千百万、監査役賞与は九百四十万ギルダーに達した。すなわち配当金の一割に近い金額が重役および監査役に与えられた。

一九三八年六月の決算書によると、第一回配当金は六%、余剰利益金の一二、五%がオランダおよびオランダ領インドの重役に、オランダ領インドの社長に五%、二、五%がオランダ領インドの重役に、また二十%が利益証券に、その残りが一般株主に割当配当された。もちろんこのほかにオランダ領インドの重役の年收は別に決定されている。

納本

インドネシア研究叢書

第一巻　インドネシア経済の分析（既刊）

第二巻　インドネシア会社法の變遷（既刊）

昭和二十九年二月二十日印刷　実費　二〇〇円
昭和二十九年二月二十日発行　送料　二〇円

インドネシア研究叢書　第二巻
インドネシア会社法の變遷

東京都港区芝西久保明舟町一七番地
インドネシア通商産業協会
発行者　中谷義男

東京都港区芝西久保明舟町一七番地
発行所　インドネシア通商産業協会
電話芝(43)一五一三番

関西事務所
大阪市東区唐物町一丁目六番地
電話船場(25)四七一四番

法政図書課
32.5.10
調査立法考査局

32.5.10

1 1